

南大沢スマートシティ協議会 設置要綱

令和 2 年 10 月 27 日

(名称)

第 1 条 本会は、南大沢スマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 南大沢駅周辺地区は、大学、広域商業施設等の立地が進み、地区の内外から多くの人が訪れるにぎわいのある拠点が形成され、学術研究とまちづくりが連携するエリアである一方、丘陵地のため、居住者の移動に負担があり、高齢化を見据えた取組などが課題となっている。

こうした課題を踏まえ、最先端技術の研究と ICT などの活用を図りながら、南大沢駅周辺地区において持続可能なスマートシティを目指す必要があり、そのためには、地域の課題を抽出した上で、対応策等について多くの関係者との調整や合意形成及び専門的見地からの検討が不可欠である。

そこで、同エリアにおける様々な関係者が参画する「南大沢スマートシティ協議会（以下、「協議会」という。）を設立し、中長期的な取組について検討することを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、別紙の協議会委員をもって組織する。

(協議会)

第 4 条 協議会は、協議会座長が招集する。

2 協議会は、協議会座長が必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 協議会は原則非公開とする。ただし、協議会の資料及び議事概要は、原則として公開する。

(部会等)

第 5 条 協議会運営事務局は、南大沢駅周辺エリアにおけるスマートシティの実現に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下に部会等を設置することができる。

(協議会運営事務局)

第 6 条 協議会の庶務は、東京都都市整備局市街地整備部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営に必要な事項は協議会運営事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

別 紙

南大沢スマートシティ協議会

委員名簿

座 長 清水 哲夫 東京都立大学都市環境学部観光科学科教授
委 員 石川 博 東京都立大学システムデザイン学部情報科学科教授
委 員 岡村 祐 東京都立大学都市環境学部観光科学科准教授
委 員 東京都都市整備局市街地整備部長
委 員 東京都都市整備局先端技術調整担当部長
委 員 東京都戦略政策情報推進本部デジタルシフト推進担当部長
委 員 東京都総務局企画担当部長・都立大学調整担当部長兼務
委 員 東京都立大学5G・南大沢まちづくり担当部長
委 員 八王子市都市計画部長
委 員 八王子市産業振興部長
委 員 三井不動産株式会社商業施設本部商業施設運営部長
委 員 京王電鉄株式会社開発事業本部開発企画部長
委 員 株式会社イトーヨーカ堂販売事業部施設管理部総括マネジャー
委 員 株式会社多摩ニュータウン開発センター事業推進本部長
委 員 「元気な街」南大沢協力の会会长
委 員 株式会社NTTドコモ第一法人営業部第一営業担当部長
委 員 KDDI 株式会社経営調査室室長
委 員 株式会社JTOWER海外事業・スマートシティ推進部部長
委 員 ソフトバンク株式会社テクノロジーユニットモバイル技術統括
5G&IoTソリューション本部副本部長
委 員 東日本電信電話株式会社ビジネスイノベーション本部
第三バリュークリエイト部担当部長
アドバイザー 小根山 裕之 東京都立大学都市環境学部都市基盤環境学科教授
事 務 局 東京都都市整備局市街地整備部企画課